

## 三郷町自転車乗車用ヘルメット購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車乗車用ヘルメットの着用を促進し、交通事故による被害の軽減を図るため、自転車乗車用ヘルメットを購入した者に対し、町長が予算の範囲内において交付する三郷町自転車乗車用ヘルメット購入費助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) ヘルメット 自転車に乗車する際に着用し、頭部を保護する目的で作られ、次のアからカまでのいずれかのマークの表示がある新品のものをいう。
  - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
  - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
  - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
  - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
  - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
  - カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付与されたもので、町長が認めるもの
- (2) 保護者等 未成年者の親権を行う者、未成年者を現に監護する者、成年後見人等をいう。
- (3) 未成年者等 18歳未満の者、成年被後見人等をいう。

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、申請時に町内に住所を有する者で、対象となるヘルメットについて他の市町村による助成金、補助金等を受けていないものとする。

(助成対象経費及び助成金の額等)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、ヘルメットの購入に要した費用とし、送料等を除く購入価格（消費税を含む。）と

する。

- 2 助成金の額は、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が3,000円を超えるときは、3,000円を限度とする。
- 3 助成金の交付は、交付対象者1人につき、1個のヘルメットの購入に要した費用に限る。

（助成金の交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、三郷町自転車乗車用ヘルメット購入費助成金交付申請書兼請求書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、ヘルメット購入後速やかに町長に提出しなければならない。ただし、購入者が未成年者等である場合は、保護者等が申請するものとする。

- (1) ヘルメットを購入した際の領収書等（申請者氏名、購入日、購入店名、メーカー、品番（商品名）及び購入金額の記載があるもの）の原本
- (2) その他町長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定により申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めたときは、速やかに助成金を交付しなければならない。

（助成金の返還）

第7条 町長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、三郷町自転車乗車用ヘルメット購入費助成金返還命令書（第2号様式）により、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（免責）

第8条 町は、助成金の交付を受けて購入したヘルメットを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対し、一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行し、令和5年4月1日以降に購入したヘルメットについて適用する。